



目下經濟社會ノ不振ヲ救濟セシメカ為メニ外資
 ヲ輸入シテ之レニ應セシトノ議ハ朝野ノ間ニ
 於テ略々確説トスルニ足ルヘシト雖モ獨リ其
 輸入ノ方法ニ至テハ所説紛々歸着スル所ナキ
 モ、如シ故ニ今最モ安固確實ニシテ且ツ實
 行シ易キノ方法ヲ撰ビ茲ニ其設計ノ大要及ヒ
 理由ノ梗概ヲ所述スレハ大凡ソ左ノ立案ニ過
 キサランヲ信スルノミナラス若シ夫レ斯ノ
 方法ニ據テ漸然輸入ノ途ヲ開クアラハ立口ニ
 其實効ヲシテ事實ノ上ニ現出セシメンコトハ
 既ニ疑ヒナキヲ明言シテ憚ラサルモノトス

第一

帝國工業銀行ヲ設立スル

理由

(1) 吾帝國カ世界ノ進運ニ伴フテ社會ノ發達
カヲ助長センニハ工業ヲ以テ基礎トナサ
サル可カラス

(2) 工業銀行ノ設立ハ帝國工業上ノ信用ヲ堅
クシ自カテ其起業ノ發達時機ヲ誤ラシメ
サル

第二

工業銀行ノ資本金ハ外資ヲ以テ之ニ充ツ
ヘキ

理由

(1) 工業銀行カ帝國ノ工業ニ向フテ融通スル
資本ハ多ク固着資本ナルニヨリ之レヲ他
ノ商業貿易ニ必要ナル流通資本ヨリ汲收
スルハ忽ニシテ經濟上ノ恐慌ヲ來シ金
利ノ降騰株式ノ價格ヲ動搖セシメ工業ノ
發達為メニ急劇ノ頓挫ヲ被ムルニ至ルヘ
レ是レ蓋シ滔々不斷ノ流通資本ヲ擧ケテ
十数年間固着不動ノ事業ニ注入スルノ致
ス處ニシテ是等ハ決シテ制限アル發行高
ヲ以テ成立スル銀行ノ耐ヘ得ヘキモノニ
非ス故ニ印度ノ如キ濠洲ノ如キ多クハ缺

ノ發行高ニ制限ナキ外資ヲ流用シテ内地ノ事業ヲ經營シ所謂資ヲ人ニ得テ利ヲ吾レニ收ムルノ法ニヨリ今日ノ旺盛ヲ致ス所以ナリ

(2) 外資ヲ以テ内地ノ工業資本ヲ融通スルハ株式價格ノ亂高下ヲ禦キ國家流通資本ノ金利ヲ平衡ナラシムルヲ得又夕之レカ緩緊弛張ヲ自在ナラシメ總テ工業上ノ失敗ヲ支撐スルヲ得ヘシ

(3) 内地ノ工業ヲ發達セシメンニハ素ヨリ之レニ對スル獨立專門ノ機關銀行ナカルヘカラス即チ固着資本ヲノミ融通シテ營業

トスル者ヲ要スヘシ如何トナレハ國家ノ經濟ヲ整理シ三大事業ノ進歩ヲ平坦ナラシムルニハ其ノ三大資本ニ對スル融通機關無カルヘカラス譬ヘハ

- 日本銀行 (各銀行會社)
- 勸業銀行 (農業殖産開墾山林鑛業)
- 工業銀行 (鐵道造船製鐵諸製造業)

○ 外資ヲ輸入スルニハ政府ニ於テ債権ニ向テ第二義務者ノ保證ヲ與フヘシ

(1) 外資ヲ以テハ國家ノ存立ヲ異ニシタリ

理由

邦土ヨリ供給セラレ、資本ナルニヨリ其
需用者タル國家ハ單ニ國家ノ事業ノコトヲ
擔保トシテ之レヲ注入セラレ、モノニ非
ス其ノ事業ノ利益ヲ如何ニ確實ニ表白ス
ルモ需用國ニ遵行スル法律德義ニシテ缺
點アラシキ疑懼警戒遂ニ其ノ實行ヲ見サ
ルニ付一國ノ信用ヲ代表スル政府ニ於テ
之レカ返済第二ノ保證ヲナスハ募集價格
ヲ維持シ利息ヲ安低ナラシムルニ於テ最
モ適當ノ一ツタルヘシ

(2) 今若シ單純ナル事業會社カ一己ノ責任ヲ
以テ受クヘキ社債外資ヲ假リニ募集シ得

ルトスルモ其ノ會社一己ノ信用ニヨリテ
注入セラレタル資本ナルニヨリ其ノ擔保
ハ債務會社ノ財産ト種々ノ條件トニ因ラ
サル可カラス束縛ハ營業ヲ害シ高利ハ利
益ヲ損フ而シテ其ノ束縛高利ハ信用ニ缺
點アル吾カ帝國ノ工業會社ニ對スル資本
家ノ最モ施サントスル要点ナルノコトナラ
ズ吾國現今ノ形勢ニ對シ其ノ債權者タル
外人ニ直接ニ内地事業ニ權力ヲ振フノ條
件ヲ與フルハ工業上ノ前途ニ對シ可成警
戒ヲ加フ可キ事ナリ故ニ其ノ擔保ニ充
フルニ政府ノ信用ヲ以テシテ其ノ信用ヲ間

接ヲラシムルカ為メニ第一ノ債務者タル
工業銀行即チ假設會社ヲ以テスルハ進歩
國タル吾帝國ノ工業ヲ整理スルニ於テ最
モ適當ノ方法トス

第四

○ 外資輸入ノ金額ハ五千萬圓以上壹億零千萬
圓以下ヲ以テ極度トナスヘシ

- (1) 工業銀行ヲ設立シテ一時ニ多額ノ資本ヲ
融通スルヲ要スルハ切ニ左ノ利益ヲ目的
トス
- (一) 工業ヲ獎勵スルカ為メニ他ノ融通機關
ノ營業ヲ妨害セサルヲ

(二) 成業ノ後利益アルヲ確信スル事業ハ
即時ニ放資シ起業年限ヲ自在ニ短縮シ
得ルヲ

(三) 起業年限ヲ短縮シ得ル中ハ無利益ノ資
金ヲ創業時間ニ投遊スルノ憂ナキヲ

(四) 起業年限短縮シテ即時ニ會社全般ノ機
関ヲ運轉シ得ル中ハ利益ヲ收得スルヲ

(五) 最モ迅速ヲラシムルヲ得ルヲ
利益收得ノ速カナル會社ノ株券ハ其ノ
價格ヲ優豊ヲラシムルヲ得ルヲ

(六) 起業年限短縮シ利益ヲ收得スルヲ迅
速ニ株券價格ノ優豊ヲ保ツ中ハ國家十

年ノ後ニ期スル所ノ生産力ハ三年ニシテ確定スルヲ得ヘシ
 (七) 國家十年後ノ生産力ヲ三年ノ後ニ確定スルヲ得ルハ他ノ一方ニ商業貿易ノ旺盛ヲ期シ國家歳入ノ膨脹ヲ計ルニ最モ平易ナルヲ故ニ
 (八) 工業銀行ヲ設立シテ現今ノ吾帝國ノ存立上必要欠ノ可カラサルノ事業ニ當ラシメシニハ一ヶ年ノ利益少クモ百分ノ八以上百分ノ十ニ該當スルノ業務ヲ撰マサル可カラズ今全國ノ版圖ニ於テ凡ソ左ノ資本ヲ要スヘシ

(一) 鐵道

臺灣

叁千萬圓

北海道

貳千五百萬圓

本嶋

叁千萬圓

(二) 製鋼

全國

壹千五百萬圓

(三) 造船

全國

貳千五百萬圓

(四) 築港

全國

九百萬圓ヨリ壹千萬圓迄

合計九壹億叁千萬圓ヨリ壹億叁千五百萬圓迄

第 五

○ 外資ニ仕拂フ可キ利息ハ多クモ一ヶ年百分ノ五以下タル可キ

理由

(1) 外資一タヒ注入スレハ其ノ融通仕用ノ有無ニ論ナク利息ヲ仕拂フ可キモノナルニヨリ若シ融通ノ道杜絶スルハ何時ニテモ他ノ國家ニ轉貸シ又ハ他邦ニ於テ確實ナル株券ヲ買收シ何時ニテモ外資ニ仕拂フ可キ利息ヲ得ルノ覚悟ヲナサ、ル可カラズ若シ然ラズレテ之レヲ強テ内地ニ貸出シ此ノ利息ヲ得ントスルハ忽ニシテ他ノ商業貿易ノ融通ヲ掌ル機關ヲ妨害シ

金利ノ暴落ヲ米シ株式ノ暴騰トナリ國家ノ利益ヲ減殺スルノ奇象ヲ呈スルニ至ル可シ故ニ其ノ初メニ於テ之レカ注意ヲナサ、ル可カラズ

第六

○ 外資ヲ募集スルニハ少クモ百圓ニ付九拾七圓以上タル可キ事

理由

(1) 現今外人カ日本ニ注入スル資本ノ割打ヲ標定スルニ政府直接ノ義務者ニシテ百圓ニ付九拾五圓以下ニシテ壹ヶ年百分ノ五ノ利息タルヲ要ス蓋シ現政府カ曩キニ英

國ロステヤイルドニ於テ募集シタル軍事
公債五分利付ノ取引ヲ以テ標準トシタル
モノナリ然ルニ今第二ノ政府保證ニシテ
九拾七圓以上ノ價格百分ノ五以下ノ利息
ニテ募集スルハ最モ困難ノ事ナリ然レ氏
彼レ軍事公債ハ吾カ國家ノ修繕粧飾ニ要
スル固定資本ニシテ假令高利ナルモ其ノ
募集金額ヲ得サレハ國家ノ必要ヲ缺クニ
至ルニ付彼レカ如キ價格利率ニテ募集セ
テレタレモノタリ今是ニ要スル工業銀行
資本金ハ工業上ノ利益ヲ目的トシテ募集
スルモノナリニヨリ其ノ融通上ノ計算ニ

資料第五八四 東京及福地元野野田町二、大成社印

於テ合格セサル中ハ寧ロ中止スルノ必要
ヲ来スノニナラス其ノ價格利率ノ消長ハ
國家發達上ノ信用ニ關係アルニヨリ今日
ノ形勢ニテハ晶メテ九十七圓以上ノ價格
壹ケ年百分ノ五以下ノ利息ヲ付サル可カ
ラサルナリ

第七

○ 外資ヲ輸入シテ内地ニ運轉融通スル契約年
間ハ貳拾年以上叁拾年以下タル可キ事

理由

(一) 米國鍊道家ノ社債償却ニ對スル計算ノ
暗法ニヨルニ會社カ配當スル利益ヲ假

リニ壹ヶ年百分ノ六ト返メ其三分ノ一ヲ
三拾ヶ年積立利殖スル中ハ其社債ニヨリ
テ布設セラレタル鉄道及財産ハ自カラ會
社ノ有ニ歸スルモノナリト蓋シ此事ハ單
ニ鐵道ノ一事ヲ云フモノナレ氏今吾帝國
ニ於テ計畫スル事業ハ一ヶ年ノ利益大概
百分ノ八ヨリ百分ノ十二ニ該當スレハ其内
ニテ最モ確實ナルモノヲ撰擢シテ之レニ
於テ資本ヲ投シ其ノ設置シタル財産ヲ擔
保トシテ漸次償却セシムルモ純然タル利
益ヲ以テ吾カ國家ノ有ニ歸セシムルハ凡
三拾ヶ年位ヲ以テ適當トナスヘシ

以上

政府ヨリノ諮問ニ答申レタルモノ
并啓御問合セノ外資輸入ニ関スル儀ニ付小生
等ノ見込左ニ申上候也

抵當物 ○ 日本政府ノ法律ヲ遵奉シテ組織
セラレタル會社ノ證券

但シ場合ニヨリ政府ニ於テ返
濟義務ノ保證ヲ要スヘシ

輸入金額 ○ 日本債幣ニテ五千萬圓以上壹億
三千万圓以下

利息 ○ 壹々年百分ノ三以上百分ノ五以
下

年限 ○ 拾八々年以上三十々年以下

募集價格 ○ 百圓ニ對スル九十七圓以上
右様ノ條件ニテ来ル一千八百九十八年二月頃
ニテ御募集相成候ハ、粗知人ト相談致置タル
事ニ御座候間小生等兩名ニテ御古話致得ルノ
見込ニ御座候也

十二月八日

